

山本かずひと

区政リポート 2024年3月号



「手話言語条例」制定へ！



今から5年前、2019年の区議会議員選挙において、私の選挙公報にも記載させて頂きました。選挙公約の一つ、「手話言語条例の制定について」が漸く実現する運びとなりました。「手話は言語である」を国において法整備が遅々として進まない現状を踏まえ、私も発起人の一人となり、全国手話議員連盟を結成し、全国ろうあ連盟や日本財団との意見交換、また先進自治体（明石市）への視察、或いは「ハンドサイン」による音楽イベント、そしてマニフェスト大賞受賞と、様々な活動に取組みながら、手話の普及に努めて参りました。そして、これらの活動と共に、当事者や関係団体からのご意見を頂戴しながら、議会で旗振り役となって所管する福祉部と連携しながら進めさせて頂き、今定例議会の最終日に可決・成立する運びとなりました。今後も、選挙公約の実現はもとより、様々な政策課題の解決に努力して参りますので引き続きご指導ご鞭撻の程を宜しくお願い致します。尚、今月の区政報告は、現在議会が開催されておりますが、福祉関係の中で、やはりこれも選挙公約に掲げている妊産婦支援

について、幾つか進展が見られたのでご報告させて頂きたいと存じます。その他の内容については、次号にてご報告させて頂ければと存じます。※写真は、2月3日の湯島天満宮における節分祭に参加させて頂いたものです。

——妊産婦支援の新たな取組について——

文京区妊活相談事業の実施について

これまでも区では、妊産婦検診や特定不妊治療の費用助成をはじめ、文京区版ネウボラ事業等行って参りましたが、今回新たな事業として、妊活・不妊に関する不安や悩みに寄り添い、その解消及び自己決定を促すために必要な正しい情報を提供することを目的とした「文京区妊活相談事業」が実施されることとなりました。これは、不妊症看護認定看護師をはじめ、公認心理士や臨床心理士、または胚培養士等の資格を有する専門職が無料で相談を受けるもので、ライン等を活用したテキストメッセージで24時間受付を行い、三日以内に回答が送られるシステムです。また、予約制になりますがズームによる通話相談も行います。実施は4月からです。

問合せ：健康推進係（5803-1961）

産後ケア事業の拡充について

宿泊型ショートステイ事業の拡充：家庭環境や母親の体調に関係なく、出産後4カ月に満たない乳児と母親**全て**が対象になりました。また、利用額も現行の利用額7割補助の他に、1回2,500円を最大で5回分補助することとなりました。

デイサービス型サロンの実施について：これも家庭環境等に関係なく、生後6カ月に満たない乳児と母親**全て**が対象となり、利用額も1回3,000円のところを、1回につき2,500円の補助が最大5回まで補助されることとなりました。

問合せ：保険サービスセンター（5803-1805）

バースデーサポート事業について

1歳前後の子どもがいる家庭に配布している育児パッケージについて、都が行っている「とうきょうママパパ応援事業」の見直しに伴い、額の増額を行います。第1子：6万円 第2子：7万円 第3子以降：8万円相当分がクオカードPayに送られます。対象者（令和5年4月1日以降に出生した区内在住の1歳を迎える子どもを持つ保護者）には、区から書類が届きますのでご確認ください。

問合せ：保健サービスセンター（5803-1805）